

義務教育費国庫負担金の交付が過大

11件 不当金額(支出) 1億9369万円
(前年度 5件 5816万円)

1 負担金の概要

義務教育費国庫負担金は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(これらを「小中学校」)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費を国が都道府県に交付するものである。その額は、都道府県の実支出額と教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定めた政令に基づいて都道府県ごとに算定した額(算定総額)とのいずれか低い額の1/3となっている。

算定総額は、同政令に基づき、小中学校の教職員の基礎給料月額等と同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額と、特別支援学校の小学部及び中学部(小中学部)の教職員の基礎給料月額等と同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額とを合算して算定することとなっている。

このうち、基礎給料月額等は、教職員一人当たりの給料の月額及び諸手当の単価について、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(限度規則)等に基づき、都道府県ごとに当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として算定することとなっている。そして、算定基礎定数は、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)等(注1)に基づき、標準学級数等を基礎として教職員の定数(標準定数)を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」により臨時的に任用される者等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校(注2)があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費に義務制率を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

2 検査の結果

11県において、算定総額の算定に当たり基礎給料月額等又は算定基礎定数の算定が過大となっていたり、実支出額の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計1億9369万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。なお、同一の県が複数の事態に該当している場合がある。

ア 基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの

基礎給料月額等のうち、基礎給料月額は、都道府県の規則等で定めるところにより算定した一般教職員として在職した年数(経験年数)に応じて、職種ごとに、限度規則で定められた月額単価に当該経験年数の教職員の実数を乗じた額の合計額を、教職員の実数で除して得た額とすることとなっている。そして、教員の経験年数に応じた月額単価は、大学4年卒を基準として設定されているため、大学4年卒以外の教員については必要な修学年数を加算する調整を行うこととされている。

また、諸手当のうち、小中学校の教員に係る給料の調整額の算定月額は、役職ごとの単価に役職ごとの支給対象人員数を乗じて得た額の合計額を教員数(別途算定することとなっている栄養教諭等の数を除く。)で除して算定することとなっている。そして、この支給対象人員は、学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当するなどしている教員とされている。

3県において、基礎給料月額等の算定に当たり、次の①及び②の事態により、算定総額が過大に

算定されていた。

- ① 給料の調整額の算定月額の算定において、特別支援学級を担当していない教員を支給対象人員に含めていた事態 2県
- ② 基礎給料月額の算定において、修士課程等を修了している教員の経験年数に係る必要な修学年数の加算を二重に行うなどしていた事態 1県

イ 算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

算定基礎定数の算定に必要な特別支援学校の標準学級数の算定に当たり、児童生徒が、文部科学大臣の定める障害(障害)を2以上併せ有しているか否かにより、当該児童生徒を単一障害学級(注3)又は重複障害学級(注4)に編制することとなっている。そして、1学級に編制できる同学年の児童生徒数は、単一障害学級にあつては6人、重複障害学級にあつては3人となっているが、重複障害学級に編制する2以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。また、特別支援学校の標準定数の算定に当たっては、寄宿舎に寄宿する児童生徒数に応じて寄宿舎指導員等の定数を算定することとなっている。

さらに、小中学校の事務職員の標準定数は、4学級以上の小中学校の数の合計数に1を乗じて得た数等を合計した数となっているが、同一の設置者が設置する小学校及び中学校で4学級から6学級までの小学校及び4学級又は5学級の中学校が500mの範囲内に存する場合には1校とみなすこととなっている。

8県において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から④までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

- ① 特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する2以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しなかったり、同学年の児童生徒数が3人以上であり同学年の児童生徒で学級を編制すべきであるのに一部の児童生徒を他の学年に属するものとして編制したりして、標準学級数を1学級とすべきところを2以上の学級に編制していた事態 7県
- ② 特別支援学校の標準学級数の算定において、児童生徒が障害を2以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、2以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた事態 1県
- ③ 特別支援学校の標準定数の算定において、寄宿舎に寄宿する小中学部の児童生徒が在籍していないのに寄宿舎指導員等の定数を算定していた事態 1県
- ④ 小中学校の事務職員の標準定数の算定において、6学級の小学校と4学級の中学校とが500mの範囲内に存するのに、1校とみなさずに2校として算定していた事態 1県

(注3) 単一障害学級 障害を2以上併せ有しない児童生徒で編制する学級

(注4) 重複障害学級 障害を2以上併せ有する児童生徒で編制する学級

ウ 実支出額の算定が過大となっていたもの

3県において、実支出額の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数の算定を誤ったり、幼稚部及び高等部の実学級数に含めるべき学級を含めなかったりしていたため、義務制率が過大に算定され、実支出額が過大に算定されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は実支出額	左に対する負担 金交付額	不当と認める算定総額 又は実支出額	不当と認める負担金交付額	摘 要
山形県	山形県	平成 28	円 482億0361万	円 160億6787万	円 3825万	円 1275万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
石川県	石川県	27、 28	866億5722万	288億8574万	2843万	947万	算定基礎定数の算定が過大となっていたなどのもの(ア①及びイ①の事態)
岐阜県	岐阜県	28	804億5328万	268億1769万	5208万	1736万	基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの(ア②の事態)
静岡県	静岡県	24～ 28	6289億8491万	2096億6163万	1752万	584万	基礎給料月額等の算定が過大となっていたなどのもの(ア①及びイ①の事態)
奈良県	奈良県	28	495億6246万	165億1831万	8443万	2814万	実支出額の算定が過大となっていたもの(ウの事態)
和歌山 県	和歌山県	26、 27	857億4028万	285億8009万	1億4654万	4884万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①及びイ③の事態)
徳島県	徳島県	27	358億4626万	119億4769万	630万	210万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
高知県	高知県	27	364億0184万	121億3394万	1644万	548万	実支出額の算定が過大となっていたもの(ウの事態)
長崎県	長崎県	27、 28	1339億6350万	446億5450万	1281万	427万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
大分県	大分県	28	508億7168万	169億5722万	646万	215万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①及びイ④の事態)
宮崎県	宮崎県	24、 26、 27	1509億6728万	503億2324万	1億7176万	5725万	算定基礎定数の算定が過大となっていたなどのもの(イ②及びウの事態)
計	11事業主体		1兆3876億5237万	4625億4797万	5億8107万	1億9369万	